

入選 香川県 岡田 結 様 (高校生)

我が家は「ひとり親家庭」です。いわゆる母子家庭です。私が4歳の時に父が亡くなりました。お盆が近くなったある日、祖母が父の夢を見たという話をしました。私のなかで父の記憶は動きのある父ではなく、写真のなかでしかありません。夢をみた記憶もないのです。その話を聞いていた母が私に「お父さんは、いないけどずっと助けてくれてるんだよ」と言いました。私は母の言葉の意味が分からず詳しく聞いてみることにしました。

それは、金銭面のことでした。父が亡くなった時、母は子供たちと自分のこれからのことを心配したそうです。幸いにも母は仕事をしていたので当面の生活はなんとかなったのですが、将来の私と姉の学費や、私たちが色々な夢や希望をもっても叶えてあげることができなくなってしまうのではないか・・・と思ったそうです。そんな時、周囲の人からの助言で「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」の受給ができることを知ったそうです。

「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」という名称は私にとって初めて聞く言葉でした。そこで、自分なりに調べてみることにしました。まず、「遺族基礎年金」は、子供が18歳到達年度の3月31日まで受給期間があること、受給要件も「亡くなった人が死亡した月の前々月までの国民年金の加入期間の3分の2以上納付または免除」してあることでした。

「遺族厚生年金」は、配偶者が死亡したときから再婚などしない限りずっともらえることや、要件も厚生年金や共済年金に加入済みであることなどが分かりました。いろいろと調べてみると、父がきちんと払い漏れもなく国民年金に加入してくれていたおかげで、これらの年金を受給することができていることや、年金のおかげで、今の自分の生活や学校に通えていることを実感しました。

これまでは「年金」というと祖父母たち高齢者のことで自分自身には関係のないことだと思っていましたが、実際には、私は4歳のころから「年金」に助けられていたことが分かりました。日本にはこのような年金制度があるおかげで万一の時に、お金を受け取れるしくみがあることも分かりました。ただ、何もしなくても受け取れるということではなく、20歳になれば加入して国民年金保険料を納めなければならないことも学びました。

私は今高校生です。将来のことは決まっていますが、年金に助けられたように、何か

人の役に立つようなことが出来るように、これからも勉強を頑張っていきたいです。そして20歳になった時にはきちんと加入して保険料を納めようと思います。私たち家族に年金という形あるものを残してくれた父にも感謝したいです。